

学校法人河原学園と松山市との連携に関する協定書

学校法人河原学園（以下「甲」という。）と松山市（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、より一層、地域の発展に資するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に連携協力し、多様化・高度化する地域の課題に迅速かつ適切に対応することにより、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1)地域の活性化及び産業・観光の振興に関すること。
- (2)保健・医療・福祉の向上及び健康づくりに関すること。
- (3)市民の安全・安心の推進及び防災・減災に関すること。
- (4)環境の諸問題への対応及び循環型社会の推進に関すること。
- (5)教育の振興、子育て支援、生涯学習及び海外人材の活躍促進に関すること。
- (6)人材の交流と育成及びデジタル化の推進に関すること。
- (7)その他連携・協力が必要な事項に関すること。

（連携の推進）

第3条 甲及び乙の連携協力を円滑かつ効果的に推進するため、必要に応じ連絡調整を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定する。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は本協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示若しくは漏洩せず、又は本協定の目的外に利用してはならない。ただし、相手方から事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

令和8年4月20日

甲 愛媛県松山市一番町一丁目1番地1
学校法人河原学園

理事長

河原成紀

乙 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2
松山市

市長

野志克仁